

レンタル契約約款

お客様（借主以下甲と言う）と㈱イーゲーメジャー（以下乙と言う）のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものとします。

（総則）

本レンタル約款は甲と乙との間の、当初3カ月以下の賃貸借契約（以下**レタ契約**という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用します。

（レンタル物件）

第1条 乙は甲の選択による物件（以下**レタ物件**と言う）を甲に賃貸し、甲はこれを賃借します。

（レンタル期間）

第2条 (1) 賃貸期間（以下**レタ期間**と言う）は申込みの通りとし、乙が甲に引渡しした日から起算します。

(2) 前項の期間を甲から変更の申出があった場合、乙はこの申出を承諾します。

（レンタル物件の賃借料）

第3条 (1) 甲は乙に対して記載のレンタル料を約定の通り支払うものとします。

(2) 賃貸契約期間満了前に利用が終了した場合、直ちにお申出ください。

お申出いただいた場合にのみ原則として減額します。

（レンタル物件の引渡し）

第4条 (1) 乙はレンタル物件を甲の指定する場所で引渡し、その費用は甲の負担とします。

(2) 天災地変、輸送機関等の事故、その他乙の責に帰すことのできない事由により、レンタル物件の引渡が遅延又は引渡不能となった場合、乙は何等責任を負いません。

(3) 甲は乙からレンタル物件の引渡しを受け次第、直ちに物件の性能動作の検査を行うものとし、本物件引渡しより2日以内（乙の営業日）に乙に書面又はメールにて通知がない場合には、レンタル物件は正常な性能で引渡されたものとします。

(4) 乙は甲に対してレンタル物件の正常な性能を担保するのみとします。

（故障責任の範囲）

第5条 (1) レンタル品を使用中に故障修理の必要がある場合は、甲の依頼事項とし、乙が修理をし、この場合の費用はレンタル費用とは別途になり、甲の負担になります。

(2) 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

（レンタル物件の使用及び保守、管理）

第6条 (1) 甲はレンタル物件を本来の用法に従い、甲の通常の業務のために使用し、維持します。

(2) 甲はレンタル物件の譲渡、改造をしない、貼付された乙を明示する標識等を除去しません。

(3) 乙は甲が自己の責による事由に基づき物件を滅失毀損した場合は、代替物件の購入代価又は修理費及び回復期間相当のレンタル料を損害賠償として乙に支払います。

（解約）

第7条 (1) 甲はレンタル期間中といえども、事前に乙に通知のうえ物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。

（契約違反による解除）

第8条 甲が次の各号の一つに該当したときは、乙は直ちにこの契約を解除することができます。

(1) この契約の条項の一つにでも違反したとき。

(2) 使用状態又は事業に重大な変更を生じたとき乙が認めるとき。

（レンタル物件の返還）

第9条 甲が自己の責に基づき、物件を返還せず又は毀損した物件を返還したときは甲は乙に対して、レンタル物件についての損害賠償として第6条3項による額を支払います。

（レンタル物件の返還遅延の損害金）

第10条 甲が乙に対して物件の期日を無断で遅延した時は、損害金を支払います。

（特約事項）

第11条 甲、乙は書面により特約事項を定めた場合は、その条項はこの契約との一部であり、万一この契約の条項に抵触するときは、この特約事項が優先します。尚この契約の条項の変更及びこの契約に定めのない事項についての合意は書面によるものでなければ、効力はないものとします。